

改正後（2026年4月1日施行）

（代理店に対する処分）

第31条

審査会は、代理店の行為が次のいずれかに該当すると判断し、かつ当該代理店に係る評価結果の有効期間中の場合、必要に応じ次項に定める処分を課することができる。

（1）第5条第2項の情報提供義務に違反し、業務品質評価に必要な情報について、正当な理由なしに提供を拒んだ場合または意図的に虚偽の報告を行った場合またはその他組織的な不実報告等が認められた場合

（2）第5条第2項の誠実対応義務に違反し、協会から求められたのにもかかわらず、正当な理由なしに協力を拒んだ場合

（3）第5条第3項および第28条の2第1項の通知義務に違反し、通知の必要がある事項について、報告を怠った場合

（4）第5条第4項の情報の取扱い義務に違反し、許可なく当該情報を公表または第三者に対し開示した場合

（5）業務品質評価運営における虚偽等の誤った情報を流布した場合

（6）特別な便宜を受けるため協会の役職員（評価従事者を含む。）に対し特別な利益を提供した場合

（7）審査会の委員に対し直接または間接的な命令や指示等を行った場合

（8）評価結果の使用に関して、第30条第1項から第3項までの規定に違反する行為があった場合

（9）業務品質評価基準の達否に影響する事象が発生した場合（法令等に違反するまたは顧客本位の業務運営の実践を著しく損なうこ

現行

（代理店に対する処分）

第31条

審査会は、代理店の行為が次のいずれかに該当すると判断した場合、必要に応じ次項に定める処分を課することができる。

（1）第5条第2項の情報提供義務に違反し、業務品質評価に必要な情報について、正当な理由なしに提供を拒んだ場合または意図的に虚偽の報告を行った場合またはその他組織的な不実報告等が認められた場合

（2）第5条第2項の誠実対応義務に違反し、協会から求められたのにもかかわらず、正当な理由なしに協力を拒んだ場合

（3）第5条第3項の通知義務に違反し、通知の必要がある事項について、意図的に報告を怠った場合

（4）第5条第4項の情報の取扱い義務に違反し、許可なく当該情報を公表または第三者に対し開示した場合

（5）業務品質評価運営における虚偽等の誤った情報を流布した場合

（6）特別な便宜を受けるため協会の役職員（評価従事者を含む。）に対し特別な利益を提供した場合

（7）審査会の委員に対し直接または間接的な命令や指示等を行った場合

（8）評価結果の使用に関して、第30条第1項乃至第3項に違反する行為があった場合

（9）業務品質評価基準（基本項目）の達否に影響する事象が発生した場合

とが明らかな場合)

(10) その他、本規程または「生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領」に違反する行為があった場合

2. 前項の処分とは、以下のものを指す。なお、審査会は、処分にあたり、業務品質調査を利用することができない期間（処分日の翌事業年度から2事業年度を上回らない期間）を設定することができる。

(削除)

(1) 評価結果の打ち切り

処分の日をもって評価結果の有効性を失わせる

(2) 評価結果の取消し

評価結果を当該評価結果が確定した日に遡って消滅させる

(削除)

(削除)

3. 第2項の処分を課すにあたっては、以下の手続きを経るものとする。

(1) 協会事務局は、代理店について、第1項に掲げるいずれかの事由が生じた疑義がある際には、当該疑義に係る情報提供を当該代理店に求め、提供された情報を基に事実確認の調査を行う。

(2) 協会事務局は、前号の調査を実施することにつき、必要に応じて公表することができる。

(3) 審査会は、協会事務局からの第1号の調査の内容および方法の報告を基に、調査プロセスが正しく行われたか、恣意性が含まれていないか等について審議し、その正当性を確認する。当該代理店に第1項に掲げるいずれかの事由が生じたことが判明した場合、当該代理店の意見を聞いた上で、第2項に定めた処分を課すことができる。

(10) その他、本規程または「生命保険乗合代理店業務品質評価運営要領」に違反する行為があった場合

2. 前項の処分とは、以下のものを指す。

(1) 業務品質調査の終了

(2) 評価結果の停止または終了

(3) 評価結果の変更または取消し

(4) 評価結果の公表および使用の停止

(5) 業務品質調査を受ける権利の剥奪

3. 第2項の処分を課すにあたっては、以下の手続きを経るものとする。

(1) 協会事務局は、業務品質評価の対象となった代理店について、第1項に掲げるいずれかの事由が生じた疑義がある際には、当該疑義に係る情報提供を当該代理店に求め、提供された情報を基に事実確認の調査を行う。

(2) 協会事務局は、前号の調査を実施することにつき、必要に応じて公表することができる。

(3) 審査会は、第1号の調査結果を基に審議し、当該代理店に第1項に掲げるいずれかの事由が生じたことが判明した場合、当該代理店の意見を聞いた上で、第2項に定めた処分を課すことができる。

(削除)

(削除)

4. 審査会は、代理店に対し第2項の処分を課した場合、その事実を公表することができる。

(4) 第2項のうち、業務品質調査を受ける権利の剥奪の処分の対象となった代理店については、審査会が個別に指定する期間が経過した後に到来する年度の初回調査に申込みことができる。

4. 審査会は、緊急対応として、必要に応じて第2項の処分を課すために必要な手続きを省略し、一定期間、評価結果の公表および使用を暫定的に停止する措置をとることができる。その後、審査会は、前項の手続きを実施することとする。

5. 審査会は、代理店に対し第2項の処分を課した場合、その事実を公表することができる。